

シルバー人材センターが行なう派遣事業とは？

はじめに

平成16年6月の「高齢者等の雇用の安定に関する法律（高年齢者雇用安定法）」の改正により、シルバー人材センターは、届出により、一般労働者派遣事業の実施が可能となりました。これに伴い、当多摩市シルバー人材センターは、東京都域58の各地区シルバー人材センターに先駆けて、連合との連携により平成18年度から当該事業を実施することとなりました。

シルバー人材センターの行う一般労働者派遣事業は、これまでのシルバー事業の範囲（臨時的かつ短期的な業務または軽易な業務）に限定されますが、この事業を実施することで、これまでシルバー人材センターになかった「雇用」と言う形態の働き方が可能となり、今まで以上に高齢者の持つ知識、経験を活かした多様な就業が可能となると考えられます。

1. シルバー人材センターの仕組み

高齢者に相応しい仕事を公共団体・事業所・家庭等から引き受け、会員に提供する都道府県知事許可の公益法人です。

会員による自主的な組織・事業運営をしています。

会員は、各人の希望と体力・能力に応じて働くことができます。

当センターが行う3つの事業

(1) 請負・委任

- * 会員に提供する仕事の多くがこの形態です。
- * 雇用関係はありません。
- * 労働関係法規〈労働基準法・労災保険等〉の適用はありません。
万が一事故が発生したときは、シルバー保険〈傷害・賠償責任〉で対応します。
- * 就業の対価は『配分金』としてセンターから支払われます。

(2) 無料職業紹介事業〈愛称：ジョブシニア多摩〉

- * 就職を希望される（原則、多摩市在住・60歳以上の方）に、無料で職業紹介を行なっています。
- * 雇用主との間で、雇用関係が発生します。
- * 労働法関係法規〈労働基準法・労災保険等〉の適用を受けます。
- * 就業の対価は『賃金』として雇用主より支払われます。

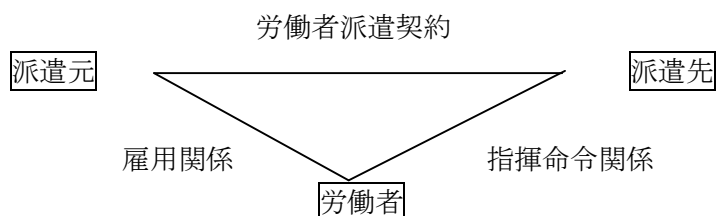
(3) 一般労働者派遣〈平成18年度から開始〉

- * シルバー人材センターとの間で、雇用関係が発生します。
派遣先から指揮命令を受けます。
- * 社会保険や雇用保険の適用はありませんが、労災保険の適用があります。
- * 就業の対価は『賃金』としてシルバー人材センターより支払われます。

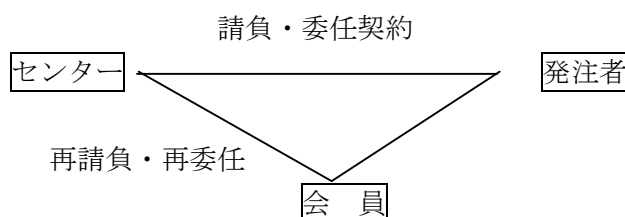
2. 労働者派遣事業とは

労働者派遣とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることをいい、これを業として行うことを「労働者派遣事業」といいます。

3. 労働者派遣事業（仕組み）



(請負委任)



4. 労働者派遣の3つポイント

- (1) 『自己の雇用する労働者を労働に従事させる』〈派遣元（センター）が労働者（会員）を労働に従事させること。〉
- (2) 『他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させる』〈派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために会員を労働に従事させる。〉
- (3) 『労働者を他人に雇用させることを約してするものを含まない』〈派遣先は労働者を雇用しない。〉

5. 労働者派遣事業の種類

(1) 一般労働者派遣事業

特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいい、例えば登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業がこれに該当します。

(2) 特定労働者派遣事業

常時雇用される労働者だけを労働者派遣の対象とする労働者派遣事業をいいます。

シルバー人材センターが行なう派遣事業は、(1)の一般労働者派遣事業です。

事業の実施主体である財団(※)が会員を「雇用」し、『労働者』として派遣する事業です。会員は財団に雇用され、労働者として、派遣先の指揮命令を受けて、仕事に従事します。

※ 財団（財団法人 東京しごと財団）とは
東京都域58の各地区シルバー人材センターを
統括している上部団体です。

6. 会員になるための要件・手続き

会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次の各号に該当する者。

- ア. 多摩市に居住する概ね60歳以上の健康で働く意欲がある者。
- イ. 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業により自己の能力を活用することを希望する者。

① 入会説明会の受講

シルバー人材センターの基本的事項（理念、仕組み、入会方法など）

② 入会面接

* 入会面接時における必要書類等

- (ア) 入会申込票兼会員票（写真添付）
- (イ) 誓約書
- (ウ) 個人情報の取り扱いに関する同意書
- (エ) 給与預け入れ取り扱い申込書
- (オ) 会費 3,000円（年額）
- (カ) 傷害保険料 2,270円（年額）
- (キ) 自動払い込み利用申込書（会費分）
- (ク) 自動払い込み利用申込書（傷害保険料分）
- (ケ) 派遣会員登録票（派遣希望者のみ。）

7. 派遣会員として登録までの流れ（手続き）

(1) 会員登録

派遣会員は当センターの会員であること。

従って、シルバー人材センターの会員となるために入会説明及び入会面接を受け
所定の手続きを行なっていただきます。（提出書類等は、2-(ア)～(ケ) 参照）

（理事会の承認が必要です。）

(2) 派遣会員の登録

派遣就業を希望される方は、(ケ)の「派遣会員登録票」を提出し登録しなければなりません。

(3) 資格審査

面接に加え、ヒューマンスキルチェック（社会人マナー、コミュニケーション、他）、
資格、経験・能力の判定を行います。

(4) 派遣会員登録

上記審査等終了後、判定により派遣会員として登録します。

(5) 留意事項

- *登録は、雇用を確約するものではありません。
- *事業主との間に労働契約（労働条件通知書兼就業条件明示書による。）を締結し、契約に定める期間又は就労日についてのみ雇用関係が生じます。
〈派遣労働者となること。〉
- *労働者派遣契約に基づき、派遣先の事業所から、指揮命令を受けて働くことになります。
- *賃金は、就業の実績に応じて、契約に定める支払日にセンターから支払われることとなります。

8. 具体的な働き方

- (1) 雇用期間派遣労働者の雇用期間は、原則として1年を超えないものとし、採用の都度定めます。
- (2) 試用期間
新たに派遣労働者として採用された者については、採用の日から14日間を試用期間とし、その期間中に不適合と認められた者は、解雇されることがあります。
- (3) 服務・規律
派遣労働者は、派遣事業所の定める派遣労働者就業規則、及び派遣先事業者が予め明示する派遣先における就業条件に従い勤務することとなります。
- (4) 勤務時間
派遣労働者の勤務時間は、1日8時間、1カ月を平均して1週20時間の範囲内で各人別に決定され、派遣労働者雇入通知書兼就業条件明示書で明示されます。
- (5) 派遣労働者は、勤務した日につき、所定の用紙（勤務実績表）に、その実績を記入し、派遣先の確認を受け、所定の期日までに事業所に提出すること。
- (6) 賃金の構成は、基本給及び超過勤務手当とする。
基本給は時間給制とし、本人の能力、経験、作業内容等を勘案して各人毎に決定する。
超過勤務手当は所定の方法により計算する。
- (7) 賃金の支払いは、契約で定める支払日
(支払日が休日の場合は、その前日とする。)
- (8) 派遣労働者が、業務災害又は通勤災害により負傷、疾病、傷害、死亡したときは、その旨事業所に申し出ることにより労働者災害補償保険法等により補償等を受けることができる。
なお、派遣先で、派遣労働者が第三者の身体や財物に損害を与えた場合、又、派遣先の製造品やその他備品を破壊・破損させた場合について、その発生理由等により、派遣元の賠償責任が発生することがあるので、シルバー派遣事業にお

ける賠償責任に対処するため、シバー保険とは別の保険に加入する予定であること。

参考

(1) 派遣業務の範囲 (いわゆる26業務)

1	ソフトウェア開発	2	機械設計	3	放送機器等操作
4	放送番組等演出	5	事務用機器等操作	6	通訳、翻訳、速記
7	秘書	8	ファイリング	9	調査
10	財務処理	11	取引文書作成	12	デモンストレーション
13	添乗	14	建築物清掃	15	建築設備運転等
16	受付・案内、駐車場管理等	17	研究開発	18	事業の実施体制の企画・立案
19	書籍等の製作・編集	20	広告デザイン	21	インテリアコーディネーター
22	アナウンサー	23	OA インストラクション	24	テレマーケティングの営業
25	セールスエンジニアの営業等	26	放送番組等における 大道具・小道具		

(2) 適用外業務

ア. 派遣法上の除外業務(労働者派遣事業を行うことが出来ない業務)

- ① 港湾業務 ②建設業務 ③警備業務
- ④病院等における医療関係の業務

イ. 他の法令の規定等の理由によって実施できない業務

- ①人事労務関係のうち、派遣先において団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に、使用者側の直接当事者として行う業務
- ②弁護士、外国法事務弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、 弁理士、社会保険労務士又は行政書士の業務

ウ. 建築士事務所の管理建築士の業務

以上